

第6節 その他関連業務

1 情報の収集と提供等

(1) 目的

情報の収集と提供は、知的障害者更生相談所の主要な業務であり、支援費制度が導入された今日、その重要性は益々高まっている。

また、前節で述べた「地域生活支援推進事業」においても、関係機関との情報交換等は事業推進の重要な要素であり、地域生活支援に携わる職員に対する研修も情報提供の大切な手段である。同事業の柱の一つである「調査研究の実施」においても、管内における地域生活支援関係施設・機関のあり方に関する調査研究、地域生活支援関係情報処理システムに関する調査研究等の項目があげられており、いわば知的障害者更生相談所の機能そのものの発揮が情報の収集・提供活動といえる。

知的障害者更生相談所が、地域における専門的・技術的中枢として位置づけられている現在、関係諸機関、地域住民、知的障害者の多様なニーズに応えるべく、総合的な地域生活支援システムを念頭に置きつつ、専門的領域に関する質の高い情報の収集、提供に努める必要がある。

(2) 支援費制度における施設等・事業者情報の提供

障害者が適切な情報が得られ、自らが利用したいサービスを選択する支援費制度においては、市町村をはじめとする相談機関が、サービスの利用希望者に対して、どのように適切な情報を提供し、説明できるかが重要である。

支援費制度では、サービスの利用希望者は、市町村等から適切なサービス選択のための各種の情報提供を受け、サービスの利用について相談し、利用するサービスの種類ごとに支給申請を行うことになっている。そして、市町村は障害者に対する情報提供又は相談若しくは指導等に責任を持って取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費支給の申請受付若しくは審査、又はサービス利用に係るあっせん・調整と関連づけながら行うことが必要とされている。

知的障害者更生相談所は、都道府県障害者主務課と連携し、市町村がこれらの業務を行う際の、施設情報、事業者情報を収集・整備して自らの相談援助業務に生かすとともに、市町村等へ情報提供し、障害者のサービス選択に便宜を図るための協力が必要である。

(3) 情報の収集

知的障害に関する情報の収集には、具体的には次のようなものが考えられる。

- ア 地域生活支援のシステム（窓口、機関、業務等）
 - イ 社会福祉関連領域
 - (ア) 障害判定（療育手帳の判定等）
 - (イ) 在宅福祉サービス
 - (ウ) 施設福祉サービス
 - (エ) コミュニケーション・ツール
 - (オ) ケース検討事例
 - (カ) 人材バンク（ボランティア、各種団体等）
 - (キ) 福祉関連のイベント、活動
 - (ク) 福祉関連の図書・ビデオ等の目録
 - (ケ) 福祉関連の調査・研究のテーマおよび概要
 - (コ) 福祉関連の各種統計・数値
 - (サ) 公費負担医療制度
 - (シ) 相談支援事業者
 - (ス) 民生委員・児童委員
 - ウ 保健医療（保健所・保健センター、医療施設・機関、保健医療制度）
 - エ 教育・育成（特殊教育諸学校の制度、在学・卒業予定者の動向等）
 - オ 雇用・就業（障害者雇用制度、求人・求職の状況等）
 - カ 所得保障（各種年金、手当制度等）
 - キ 経済負担軽減（税制、公共料金）
 - ク 生活環境（住宅、都市整備、移動・交通、通信設備等）
 - ケ 啓発広報に関する資料

知的障害者更生相談所は、都道府県、市町村域の情報収集に努める一方で、国、市町村、民間機関等に対しても積極的に情報提供・収集活動を行っていく必要がある。

(4) 情報の提供

知的障害者更生相談所の行う情報の提供は、一次的には知的障害者本人や家族への判定や専門的相談指導、市町村との連携や援助の中で知的障害者やその家族、市町村への情報提供が行われる。これは来所や巡回での相談や判定で行われるが、在宅の知的障害者やその家族に対して専門スタッフを派遣して、各種指導援助を行う訪問相談の場において行われる。

その他にも、市町村の福祉・保健担当職員、知的障害者援護施設職員に対する研修等の方法による情報提供もある。さらには、さまざまなパンフレットの作成・配布、広報誌の発行、ローカルテレビやインターネットの活用等が考えられる。（支援費制度利用に関する情報提供には、各都道府県・指定都市の知的障害者更生相談所ホームページの利用等）

2 統計関係

（1）目的

知的障害者更生相談所には、多くの相談判定が寄せられるが、療育手帳関係に係る判定件数が業務の相当部分を占めているのが実情と思われる。また、支援費制度に伴う障害程度区分の判定（意見）など、更生相談所業務も大きく変化しているところである。

このような状況において、療育手帳判定や支援費制度における相談件数の推移・実態を数量的に把握し、新たな業務上の課題を明らかにすることは、今後の業務推進に不可欠と言える。特に、年次データは、相談判定依頼の傾向を明らかにし、ニーズの分析をするなど、更生相談所業務にとって重要である。

（2）統計業務と留意すべき事項等

実際の統計業務としては、単純業務や計数処理を伴うものが多く、省力化のためには電算処理の導入が必須である。判定書作成システムと統計システムが連動していると、省力化と誤入力の防止の効果が期待できる。さらに、これらのデータにより、過去の判定結果が検索できれば、照会などに迅速に対応することができる。

具体的な入力項目としては、福祉行政報告例（厚生省報告例）の項目が、最低限必要である。これは、相談人員、相談内容別件数（施設入所・療育手帳など）、判定内容別件数（医学的判定・心理判定など）について、所内・巡回に分けて集計するものである。平成15年度分から、相談内容に支援費に関するものが加わると思われるが、現時点では明らかでない。これらの基礎データに加え、各更生相談所で独自項目を集計することになるが、相談者に関する基礎データ（年齢、性別、障害程度、重複障害など）は、内容の分析のために必要である。

第3章

知的障害者更生相談所と各種機関との関係

第1節 他の相談機関との関係

1 市町村

知的障害者福祉法9条第3項第3号の規定により、市町村は、知的障害者の援護の実施主体として位置づけられ、知的障害者の福祉に関する相談に応ずる等の業務が明示されている。市や一部の町村では、これらの業務を担当させる機関として、「福祉事務所」を設置し、具体的な業務を行っている。福祉事務所を未設置の町村にあっては、町村の窓口において業務を行っている。

市町村は、住民にとって最も身近な行政機関であることから様々な相談の窓口としての役割が期待されている。とりわけ知的障害者にとっては、総合的な相談窓口として、利用しやすい体制が整備されていることが望ましい。そのため面接業務を担当する「面接相談員」の他に、福祉事務所においては、専門的立場から指導、助言などを行う「知的障害者福祉司」を置くことができることとされている。

知的障害者更生相談所は、市町村との密接な連携を通して地域福祉の円滑な展開が図られるよう支援協力していくことが求められている。

【知的障害者福祉法】

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が、知的障害者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

(第2項 省略)

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

4 (略)

5 市町村長は、18歳以上の知的障害者につき第3項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

2 児童相談所

児童（零歳から18歳未満）に関する相談機関として、児童福祉法の規定により都道府県・政令市に設置されている。児童に関するあらゆる相談を受け、必要に応じて専門的な視点から調査・判定を行うとともに、障害児施設への入所措置を行っている。また、支援費制度においては、市町村が、居宅支給決定、支給量の変更又は居宅支給決定の取消しを行うに当たって、特に医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めることが求められている（児童福祉法施行規則第21条の13）。

18歳以上の知的障害者に関する相談は、知的障害者更生相談所が行っているが、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害者のための重症心身障害児施設への措置は、年齢にかかわらず児童相談所の業務となっている。また、養護学校高等部の卒業時期においては、進路の選択などの相談に関し、18歳未満・以上のいずれであっても、両相談所間の連携が特に必要である。

【児童福祉法】

（児童相談所の設置）

第15条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

（児童相談所の業務）

第15条の2 児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

- 一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- 二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- 三 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- 四 児童の一時保護を行うこと。

第63条の5 児童相談所長は、当分の間、第26条第1項に規定する児童のうち15歳以上の者について、知的障害者更生相談所（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設又は同法第21条の8に規定する市町村の長に通知することができる。

【知的障害者福祉法】

附則

3 児童福祉法第63条の5の規定による通知に係る児童は、第9条から第11条まで、第13条、第15条の4、第15条の11から第15条の15まで、第16条（第1項第2号に限る。）及び第22条から第27条までの規定の適用については、18歳以上の知的障害者とみなす。

3 身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法の規定により身体障害者の福祉を図るための専門的技術的な機関である。身体障害者の更生援護に関する相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定とこれらに付随する指導・援助をおこなっている。特に知的障害と身体障害との重複障害者に対する相談・判定についての連絡・調整や意見・判断を必要とする場合においては、身体障害者更生相談所との連携が必要である。一人の障害者に対し、関連する機関が有機的に関わるなど万全の体制を確保しなければならない。

4 障害児（者）地域療育等支援事業（受託）者（相談支援事業者）

在宅障害児（者）に対する療育、相談等の体制を充実し、地域における障害児（者）の福祉の向上を図るものである。事業の内容は、①療育等支援施設事業、②療育拠点施設事業の2つに大別される。療育等支援施設事業は、障害保健福祉圏域に2か所ずつ設置され、訪問療育指導や外来療育指導と共に、コーディネーターが福祉サービス利用援助などを行うものである。療育拠点施設事業は、都道府県に1か所指定され、療育等支援施設事業への支援などを行うものである。

実施主体は都道府県等であるが、事業の実施は障害児（者）施設を経営する社会福祉法人等に委託することができる。地域療育等支援事業を実施する施設は、事業の実施について知的障害者更生相談所等の関係機関と連携することが求められている。平成15年度から、本事業に関する国庫補助金が一般財源化された。しかし、支援費制度においては、ケアマネジメント技法の活用などを通じて市町村支援を行う役割が期待されているところである。

第2節 就労支援に関する機関との関係

1 公共職業安定所

職業紹介、職業指導等の業務を行うために職業安定法により国が設置する機関である。公共職業安定所ではケースワーク方式による職業相談が行われている。障害者が求職を申し込むと障害の状況、技能、適正、希望などを、相談のうえ、登録台帳に記載される登録制をとっている。必要に応じて職業適性検査などが行われ、その結果に基づいて、適正に職業紹介、職業訓練等の職業リハビリテーション計画が立てられる。就職後の支援としては、公共職業安定所の担当者や職業相談員が定期的に、又は事業所の要請により巡回するなどして指導・助言を行っている。

昭和 56 年からは障害者雇用の一層の促進を図るため、都道府県の公共職業安定所のうち中核的な安定所を「障害者重点公共職業安定所」に指定し、都道府県内各安定所の障害者求職情報を広く収集、整備することとした。こうして情報等を一元的に集中して管理することにより、求人者等のニーズに応じて効率的に情報を提供し、就職の斡旋がはかどるような方法を行っている。

2 地域障害者職業センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により設置されている機関である。障害者の職業生活における自立を促進することを目的とする。「日本障害者雇用促進協会」が事業の運営を行っている。同協会は公共職業安定所等の関係機関と密接な連携のもと、障害者の雇用管理に関する相談、職業評価、職業相談等、就職に至るまでの支援や就職後の職場適応指導等の業務を行っている。地域の職業リハビリテーションネットワークの中核としての役割が期待されている。この機関には、専門的な知識及び技術に基づいて職業リハビリテーション業務等を行う障害者職業カウンセラーが配置されている。

*参考 障害者の雇用の促進等に関する法律第1条、9条、9条の2

3 障害者雇用支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により設置されている機関である。目

的は、授産施設等の福祉関係施設入所者や養護学校卒業後在家で福祉的なサービスを受けている者、小規模作業所に通所している者等就職が特に困難な障害者の職業的自立を図ることである。市町村レベルで福祉部門と雇用部門の連携を図りつつ、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行い、その雇用の促進及職業の安定を図っている。対象となるのは、継続的な支援を受けることにより職業生活における自立を図ることができると見込まれる障害者である。

第3節 知的障害者援護施設等との関係

1 知的障害者援護施設

知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを総称して知的障害者援護施設という。これらは、知的障害者が入所あるいは通所により利用する施設である。これらの施設からの要請により、知的障害者更生相談所は専門的支援を行うが、知的障害者の施設から地域生活への移行を支援する視点に立ち、支援内容を検討する必要がある。また、施設利用者の重度化・高齢化や、強度行動障害などの支援困難例に的確に対応するためには、施設職員の専門的援助技術の向上が図られるよう、研修の実施などの支援を行わなければならない。

2 自閉症・発達障害支援センター

自閉症及びその周辺領域にある発達障害者に対する支援を行う事業であり、自閉症児（者）等の福祉の向上を図ることを目的とし、平成14年度に創設された。

内容としては、①関係機関、関係施設等に対する情報提供及び関係者の研修、②自閉症児（者）、その家族等からの相談への対応及び助言指導、③自閉症児（者）等への療育及び就労支援の実施、④福祉事務所、児童相談所、知的障害者更生相談所等の関係機関との連絡調整等である。

3 地域生活支援センター

知的障害分野において、地域生活支援センターという名称で制度上位置づけられたものはないが（精神障害者地域生活支援センターは制度化されている）、例えば障害児（者）地域療育等支援事業を行っている法人等が、施設から独立して地域に相談支援の拠点を設置している場合があり、これらと連携していくことはこれからの中的障害者の地域生活の充実のために重要である。

4 障害者就労・生活支援センター

障害者の就労と地域生活の支援を進めていくため、雇用、保健福祉、教育等の関係機

閣の連携を図りつつ、障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を行うもので、平成1
1年度に創設されたものである。

第4節 知的障害者の人権を守る機関との関係

1 権利擁護センター

判断能力が不十分なことから権利侵害を受けやすい立場にある知的障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活の継続が図られるようにするために設けられた専門家による相談機関である。財産管理や相続・財産・契約・婚姻等法律に関する法律相談の他に家庭・職場・施設・学校等における日常生活全般に関する生活相談を行っている。権利侵害に係る相談があった場合には、事実関係の調査・確認を行い、問題点の把握分析などを行い、解決に向けて関係機関と連携を図ってこれに対応する。

2 運営適正化委員会

社会福祉法第83条の規定により、福祉サービスに関する利用者からの苦情を受け、調査・調整し、これを適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に設置されている機関である。

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものである。苦情への適切な対応を図ることにより福祉サービスに対する利用者の安心感や満足感を高めたり、利用者個人の権利を擁護すること等を行い、利用者が福祉サービスを適切に利用することが出来るよう支援する。

*参考 社会福祉法第83条、84条、85条、86条、87条

3 権利擁護に関する機関

知的障害者は、いじめや暴力、財産をだまし取られたりといった権利侵害を受けることが多く、そのような場合に専門家の支援が必要である。

社会福祉協議会による権利擁護センターの他にも、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会などによる専門相談、さらに最近ではNPO（非営利団体）による相談対応もあり、本人が利用しやすいようなネットワークが組まれていることが重要である。

いずれにしても知的障害者は、自身から訴えることが不得手であることを理解し、根気よく時間をかけて聴き取る姿勢が望まれる。

4 その他

(1) 人権擁護委員

法務大臣が委嘱した民間のボランティアの人たちである。全国の各市町村に配置され、住民からの人権相談を受けている。具体的な権利侵害に対する救済については、法律のほかにも福祉に渡る幅広い知識等が求められる。

なお、法務局・地方法務局の支局でも人権擁護の事務を取り扱っている。

(2) 行政法律相談窓口

各自治体が住民に対して、総合相談窓口として開設しているものに「法律部門に係る相談」コーナーがある。この窓口では時間的な制約もあり、十分な効果が期待できない可能性もあるが、身近な法律相談の窓口であるので利用者が幅広く活用できるような、より充実した相談窓口として機能することが望ましい。

第5節 その他の関連機関

1 社会福祉協議会

地域福祉を推進する様々な団体により構成されており、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。

知的障害者更生相談所は専門的相談、指導及び判定の過程の中で、地域の福祉サービス提供機関と密接な連携を必要とすることが多い。社会福祉協議会は地域福祉を推進する様々な団体、個人会員により構成され、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられており、密接な連携をとる必要がある。

社会福祉協議会が行う数々の活動の中でも、福祉サービスの情報提供、サービス申し込みの支援、金銭管理等のサービスを提供する地域福祉権利擁護事業は、財産管理・金銭管理を不得手とする地域で暮らす知的障害者にとって重要な事業である。

2 知的障害者相談員

都道府県知事の委嘱を受けて、障害者の身近な問題について種々の相談に応じ、地域に根ざした活動を行っている。知的障害者の保護者から選任されることが多いので、障害を受け入れることの困難な保護者の気持ちを受け入れ、継続的に関わることが必要な場合などに、有効な支援が期待できる。

在宅している知的障害者本人や家族を訪問し、相談に継続的に且つ定期的に応じてもらいたいときなどは、知的障害者更生相談所は、知的障害者本人や家族の同意の上で知的障害者相談員と情報を共有し支援について話し合う。

3 民生・児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進に努めることを目的とし、市町村を区域として設置されている民間奉仕者である。

地域のなかで選任されて、無給で、定められた区域を担当し、福祉事務所などの関係機関と協力したり、地域福祉に関わる各種の相談・指導の活動をしている。広く、地域の事情に通じていることが多いため、地域の中で見守りなどの支援が必要な場合や、発達期の障害について資料が無い場合などに、知的障害者本人や家族の同意の上で協力を

求める。

4 保健・医療関係

知的障害者の疾病について、本人の生活ぶりや病状をより理解し支援のあり方を考えるために、本人や家族の同意の上で、通院・入院先の主治医やソーシャルワーカー、保健所の保健師に面接をする必要がある。

特に知的障害と精神障害の重複障害者に対する相談・判定については、本人の適切な支援を考える上で、精神科医及び精神保健相談員との連携が必要である。本人の病状を把握することと、病気の予後や社会復帰の見通しなどについて、本人や家族の同意を得た上で、主治医の意見を聞くことが、大切である。

ソーシャルワーカーからは、本人と家族の関係や、入院している人であれば病院内の生活の様子などを聴き、主治医の意見と統合して、知的障害者更生相談所として本人の今後の支援のあり方を考えることが大切である。

又、地域で精神障害者をサポートしている保健所、保健センターの精神保健相談員との連携は、本人及び家族の状況を理解するために必要である。

5 養護学校等諸学校

知的障害者更生相談所は、18歳以上の知的障害者に関する相談機関であるが、養護学校等の高等部3年生の卒業後の進路相談に関しては、誕生日前の17歳であっても相談に応じることが成人期を見据えて必要な支援である。

養護学校等の進路担当教諭を中心に担任、保護者が本人の進路について話し合い、企業・施設・作業所等の実習を通して出てくる本人の希望を取り入れ、進路の決定は行われるべきである。その過程で、知的障害者更生相談所は、単に障害程度や職業能力の判定に留まらず、知的障害者の今後の生活全体を視野に入れた支援計画を提供するよう努めなければならない。

最近では、養護学校以外の高等学校や専門学校等に通う知的障害者に関する相談が増加している。本人自身の就労のイメージが乏しく、公共職業安定所での相談がうまくいかない場合に、仕事について話し合う前に、知的障害についての判断が必要とされ、知的障害者更生相談所に初めて来所する。このような場合は、本人自身が知的障害についての理解が乏しいので、知的障害者更生相談所は機械的に判定結果を伝えるのではなく、今後いかに支援していくかを学校・家族・地域と連携し考えていかねばならない。

第Ⅲ編

各種記録様式とその管理

第1節 ケース記録

1 ケース記録作成の意義

更生相談所におけるケース記録は、おおむね次の理由により作成され、保管されるものである。

(1) 接護の決定と見直し

身体障害者の処遇はきわめて個別的であり、主訴は同じであってもその処遇は障害の種別、程度、社会的状況によって異なるため、担当者の個人的判断を避け、記録を判定会議の資料として処遇方針の決定に活用する。また、相談、診断、判定、指導のプロセスで行われた助言や、診断書・判定書の交付等を記録にとどめることにより、その後の相談・援助に役立てられる。

ただし、前回の判定から相当期間来所しながった者については、過去の状況と現在の状況との間に差異が生じているのが通例であり、保存されている資料によって先入観を抱き、現在の状況を見誤ることのないように留意しながら活用する必要がある。

(2) 記録の共有化

更生相談所の行う業務は、担当者が個人として行うのではなく、行政機関として行う業務である。職員の不在時の対応や異動を考えると、担当者のみが相談・判定の内容を知っているだけでは、適切な対応ができない。このため、相談判定の経過及び結果が他の職員にも理解できる記録の管理・保管体制が必要である。

(3) 診療記録としてのケース記録

更生相談所は、医療法第7条第1項に基づく診療所として、都道府県知事の許可を受けて医学的判定を行っている。したがって、医師法第24条第1項の規定による診療録として記載が義務づけられている。

なお、診療録としての保存期限は5年であるが、相談・判定記録としては、次に更生相談の利用が無いことが明確にならない限り永久保存することになる。

(4) 研究・研修の資料

ケース記録を利用しての事例研究をはじめとして、同一の障害や状態像のものを抽出することにより科学的な分析を行うなど、蓄積された記録は研究・研修等の資料として重要なものとなり、更生援護の技術的指針の研究および障害者の更生援護に必要な施策立案の基礎ともなるものである。

(5) 行政記録

更生相談所における判定は、更生医療給付や補装具給付及び措置に係る施設入所の要否並びに市町村からの専門的知見を要する障害程度区分に係る判定を行っており、市町村の身体障害者援護の根拠とされるものである。

これらの援護には、問い合わせや異議の申し立てが行われることもあるので、後日の混乱を予防し、適切な対応を行うために、行政上の記録として保管することが要請される。

2 ケース記録の作成

ケースの記録は、相談・判定のために活用されるものであり、記録を整えることは処遇のために必要な手段である。この意味で、事実をありのままに記した、分かり易い記録にすることが必要である。さらに、記録作成のためにいたずらに多くの時間を費やしたりすることがないよう、様式化により書類の必要事項を埋めたり、市町村で作成した書類の写しを活用するなど、できるだけ簡略化し、無駄な手間をかけずに必要事項が整うよう、工夫しながら整備していくことが重要である。

更生相談所において相談や判定が行われる場合、障害、主訴、年齢等によってそれぞれ異なるが、各担当者により概ね次のような記録が作成される。

(1) 受付票

新規の来所者全員に記載してもらい、来所目的（主訴）の確認と後日の連絡などに活用する。主な項目は、氏名（フリガナ）、性別、生年月日、住所、電話番号、障害部位、身体障害者手帳の有無及び等級、来所目的（主訴）などである。受付票の例を表3-1に示す。

(2) 相談記録票

補装具、更生医療、施設入所、生活、職業・進路相談などの面接時または面接終了直後に作成し、主訴、本人の状況や家族状況などの実態を把握し、その後の援助や判定の基礎資料として活用する。

身体障害における主な項目は、次のとおりである（身体障害者福祉法施行細則準則様式第2 相談記録票（1）総括表、同（2）障害所見表、同（3）相談経過用紙）。

総括表として、来所相談か巡回相談かの別、更生相談の種類（肢体、視覚、聴覚・音声言語、内部・平衡機能等）、受付（ファイル）番号、相談日、相談場所、氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、手帳の有無、主訴（相談目的等）、保険種別、年金の有無、家族状況（家族構成、家族関係等）、生活環境（経済状況、住居、社会資源の活用、近隣関係等）、生活歴（生育歴、既往歴、障害歴、職業歴、技能・資格等）、

表3-1 受付票

受付票		整理番号
新規・再来		
ファイル番号		
フリガナ(姓と名の間に1マスあけてください)		
氏名 男・女		
生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		
現住所 (方)		
電話 — — — 自宅・その他 ()		
障害は何ですか? 目・耳・言葉・手足・体幹・心臓・じん臓・肺・ぼうこう・直腸・その他		
身体障害者手帳または療育手帳を持っていますか? ない・ある (身体障害者手帳 級 療育手帳 度)		
相談の目的は何ですか?		
1 据装具(据装具の種類) 7 進路	
2 更生医療	8 療育手帳	
3 施設利用	9 身体障害者手帳	
4 生活	10 年金・手当	
5 職業	11 検査	
6 医療	12 ()	
一緒に来た人は?		
氏名 _____ 関係: 家族・親戚・市町村職員・その他 ()		
氏名 _____ 関係: 家族・親戚・市町村職員・その他 ()		
今までにここを利用したことがありますか? ある・ない		
巡回相談に行ったことがありますか? ある・ない		

当面の処遇方針及び面接者所見などを、障害所見表には、障害名、原因となった疾病・外傷名、その発生時期および場所、障害の経過・現症、合併症の有無、総合所見などを、相談経過用紙には、相談事項、総合判定及び処理指示事項等を記載する。また、それぞれに担当した者を明らかにするために記録者を記入する。

なお、判定依頼書等に記載されている事項については、その事実を確認するだけにとどめると、聴取や記載の重複が避けられる。

(3) 各種検査・評価票等

施設入所、職業相談などの場合における心理学的・職能的判定では、市販の検査票や独自に開発した検査票を利用した検査が行われており、検査結果の要約がそのまま記録として活用されることが多い。また、医学的判定に伴う検査で作成される検査票（X線写真、眼科の視野検査票、耳鼻科のオージオグラムなど）や補装具の処方箋、車いす操作評価票、ADL評価票などの記録がある。

(4) その他

専門的相談・判定に係わる判定依頼書、判定書などの各種の記録、一般用箋により作成する関係機関との連絡調整及び打ち合わせ事項、処遇の経過および結果、判定会議の議事録および結果などの記録があげられるほか、ケース本人または家族などからの手紙類もケース記録の一部である。

3 ケース記録の要約

ケースファイル（後述）に「処理経過表」を設け、何らかの処遇をしたときには、日付および処理内容についての要約をその都度記載しておくことである。相談・判定の経過が一覧でき、また、多くのケース記録の中から必要なものを検索することも容易となる。

(1) 処理経過表に記載する事項

相談・判定に関する次の事項について記載する。

- ア 障害者本人、家族・親戚、職場等の関係者及び関係機関との対応（本人または関係者との相談、判定、指導、訓練、検査及びそれらに係わる連絡協議事項等）
- イ 事務処理（判定依頼書の受理、判定書・診断書等の作成・送付および各部門における処遇関係書類の保管等の処理）
- ウ 処遇方針の意思決定（判定会議・処遇会議および処遇方針を決定する協議とその結果）

(2) 処理経過表の具体的記載